

放射性廃棄物等撤去請求事件 報告

No.6 2015/4/20 発行

広域近隣住民連合会 代表：榎本菊次 事務局長：小林博三津

第7回口頭弁論のご案内

一時保管施設の指定廃棄物は、3月24日の柏市の搬出ですべての持ち帰りが終了しました。今までの活動に強い関心を持ってご支援いただいた市民の皆様、報道関係、そして千葉県との戦いを支えていただいた弁護団の皆様にご心から感謝申し上げます。裁判で求めてきた「指定廃棄物等の撤去」は、原告が求めた結果となり、判決は出てないまでも私たちの勝利となりました。今回の口頭弁論では、判決を求めて裁判を継続するか、実質勝利を宣言して終了とするかの判断を行います。毎々皆様にはご足労をおかけしますが、多くの方々のご支援を改めてお願いいたします。



- ・日時 **平成27年4月24日(金)13:30開廷**(午後の開廷です。)
- ・場所 千葉地方裁判所 松戸支部 第101号法廷
(傍聴席84席:松戸支部最大の法廷です。)

- ✓原告の方は、13時00分までに千葉地方裁判所松戸支部正門前にお集まりください。
- ✓支援者の方は、定刻までに傍聴席にお着き下さい。
- ✓当日の交通手段で車をご希望の方は、事務局までご相談ください。
(事務局 TEL:090-8051-4048(小林))

千葉県の最終処分場について

4月17日、環境省は千葉県の最終処分場(今後は保管施設と言われるようです。)候補地として、千葉市中央区にある東京電力千葉火力発電所の敷地を選定しました。千葉県および千葉市への伝達は、4月24日になる予定。熊谷千葉市長は、「現時点で話せることは無い。まずは環境省の話を知りたい。」としています。

環境省は、千葉県の最終処分場候補地として、国有地、公有地、民有地の約5000ヶ所から選定するとしてきました。東京電力千葉火力発電所は、東京湾に面した京葉臨海工業地域の一角にあり、地盤や津波などの安全対策が必要な地域です。

指定廃棄物の保管については、国民・県民の意見を聞くことも必要ではないでしょうか。

